

令和9年漁期におけるうなぎ養殖業の許可に係る告示案の概要

1 告示制定の趣旨

- (1) 内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「法」という。）第26条第1項においては、漁業法（昭和24年法律第257号）の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であって政令で定めるもの（以下「指定養殖業」という。）を営もうとする者は、養殖場ごとに農林水産大臣の許可を受けなければならないとされている。
指定養殖業としては、内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成26年政令第324号）第1条において、うなぎ養殖業を定めている。
- (2) また、指定養殖業の許可は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量を定めて行うこととされている（法第26条第1項）。
- (3) 許可をする場合には、あらかじめ、許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量及び養殖場の総面積その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定めるとともに、許可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならないとされており（法第30条において準用する漁業法第42条第1項）、漁期ごとに告示する内容を定めて当該公示を行っている。

2 告示の内容

- (1) 令和9年漁期におけるうなぎ養殖業の許可に係る告示の内容
許可をする際、申請に関する水産動植物の量が公示した総量を超えた場合は、これまで何ら問題なく当該指定養殖業を営んできた実績者の地位に配慮する観点から、基本的に実績者優先としている（法第30条において準用する漁業法第42条第5項）。
同様に、申請に関する養殖場の数が公示した総数を超えた場合についても、当該指定養殖業を営んできた実績者の地位に配慮する観点から、基本的に実績者優先とすることが適当である。
- (2) 令和9年漁期におけるうなぎ養殖業の許可に係る告示の制定
許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間について、以下の事項を定めることとする。
 - ① 許可をすべき水産動植物の総量
にほんうなぎ 21.7トン
にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5トン
 - ② 養殖場の総面積
3平方メートル以上
 - ③ 養殖場の数
にほんうなぎ 434
このうち、

・国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場	399
・国内で養殖されたことのあるうなぎのみを養殖する養殖場	35

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103
このうち、

・国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場	74
・国内で養殖されたことのあるうなぎのみを養殖する養殖場	29
 - ④ 許可を申請すべき期間
令和8年7月1日から同年9月30日までの3か月間とする。
 - ⑤ ①から④までのほか、許可の有効期間等、所要の事項を定める。

3 今後の予定

令和8年7月1日 公布